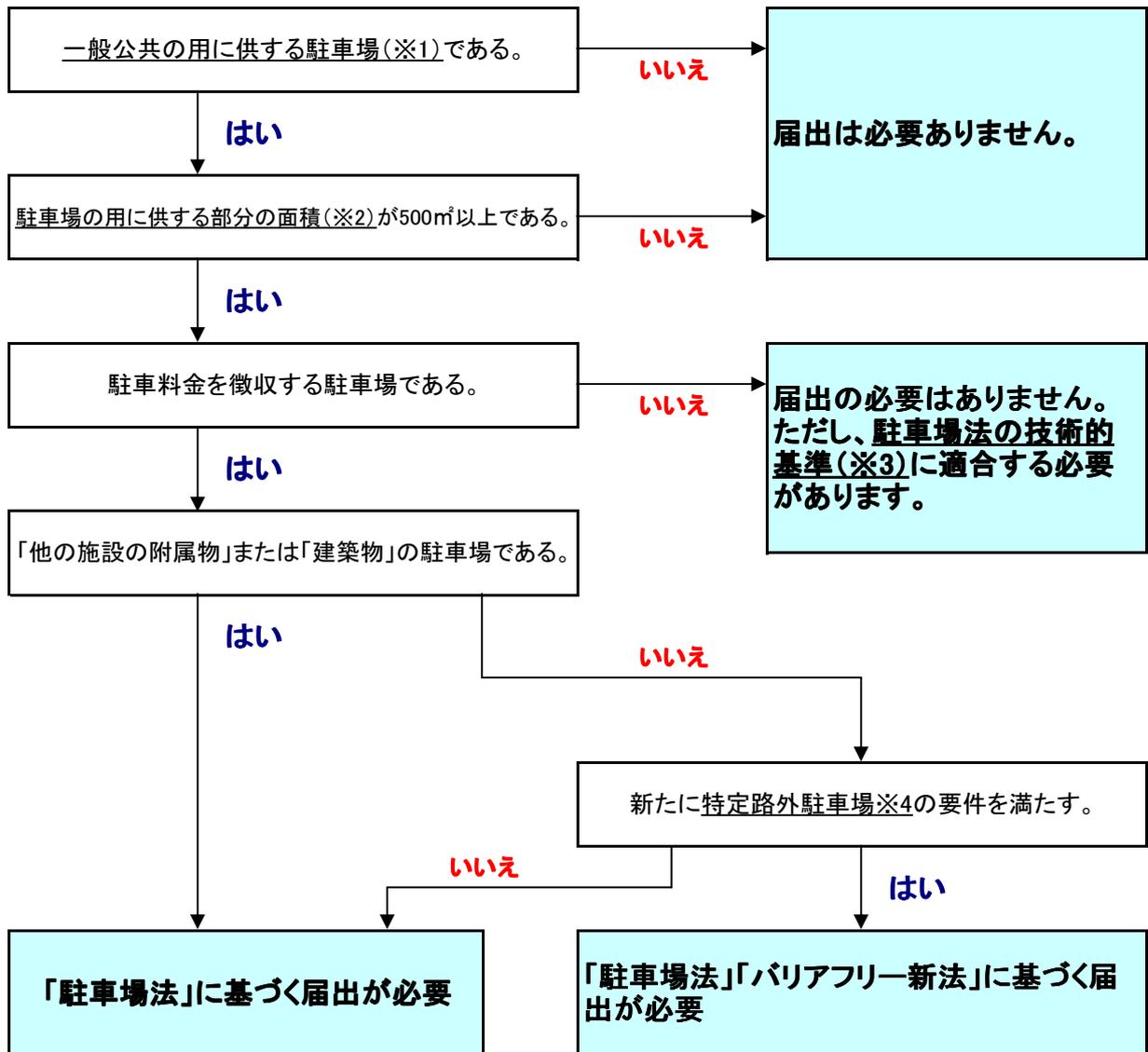


駐車場法・バリアフリー新法に基づく届出の判定フローは以下のとおりです。



※1 不特定多数のものが自由に利用できる駐車場

※2 自動車を駐車し格納する部分(駐車マス)の面積の合計

※3 駐車場法第11条に規定の構造および設備の基準で、駐車場の出入口等について定めたものである。

※4 駐車場法の届出駐車場のうち、「建築物で無いもので、他の施設に附属していないもの」